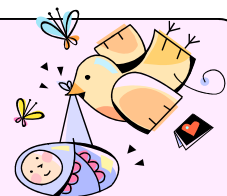


令和7年4月1日からの保育所等の利用を希望される方へ ※必ずお読みください。

出生前児童の新規利用申請のご案内



産休明け保育は、利用開始日（4月1日）に生後57日（8週間）に達しているお子さんが対象です。

4月1日からの保育所等利用については、令和6年11月6日（水）までに申請していただいた方を対象に一次利用調整を実施していますが、申請時点で未出生の方は、お子さんがお生まれになった後、追加で「出生後届出書」を提出する必要があります。

必要事項を記入の上、原則、出生後14日以内に申請をした区の区役所こども家庭支援課に提出してください。郵送の場合は**必着**です。なお、**令和7年2月10日（月）**までに提出していただかないと認定・利用調整の対象外となりますので、くれぐれもご注意ください。期日までに提出できない場合は、必ずご相談ください。

【一次利用調整の対象となる場合】

令和6年11月6日（水）までに申請をしており、令和7年2月3日（月）までに生まれ、令和7年2月10日（月）までに「出生後届出書」を提出した児童

- ※1 原則、出生後14日以内に「出生後届出書」を提出してください。
- ※2 提出期限は出生後14日以内となっていますが、令和7年1月28日から2月3日までに出生した場合は、令和7年2月10日までに「出生後届出書」を提出してください。郵送の場合は**必着**です。
- ※3 申請には、母子健康手帳のコピー（「表紙」と「分娩（出産）予定日が確認できるページ」）が必要です。

【一次利用調整の対象とならない場合】

- ① 11月6日（水）までに申請をしていない。
- ② 11月6日（水）までに申請をしており、2月3日までに生まれたが、「出生後届出書」を提出していない。
 - ※ 2月10日までに「出生後届出書」を提出しなければ、利用調整の対象になりません。必ず提出してください。
- ③ 2月4日以降に生まれた。
 - ※ 申請をしても、一次利用調整の対象にはなりません。「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。5月以降の利用を希望する場合は、改めて申請を行ってください。その場合、再度書類の提出が必要になります。

【申請をしたが、その後、利用を希望しなくなった場合】

速やかに申請をした区の区役所こども家庭支援課に連絡し、「給付認定申請取下書」および「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。

お問合せは・・・



〒
横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地〇
〇〇区こども家庭支援課
保育担当：
電話：
FAX：